

# 入札説明書

野外活動センター第2センター  
敷地内給水設備改修工事設計及び監理業務

第3号

平成23年6月

奈良県くらし創造部 青少年・生涯学習課

# 入 札 説 明 書

野外活動センター第2センター敷地内給水設備改修工事設計及び監理業務にかかる入札公告に基づく施工体制確認型一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。

## 1 競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告第2に定めるもののほか、次に掲げる条件をすべて満たした者のみが、この入札に参加することができます。

- (1) 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）による一級建築士事務所登録を行っていること。
- (2) 奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち建築設計業務に登録していること。
- (3) 奈良県内に本店を有していること。
- (4) この業務を行う期間中、次の【設計業務】及び【監理業務】に定められた資格を有する技術者を配置できること。

なお、管理技術者にあつては、競争入札参加資格確認申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあること。

### 【設計業務】

管理技術者は、建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者であること。

なお、受注者が個人の場合にあつてはその者、会社その他の法人の場合にあつては、当該法人に所属する者を配置しなければならない。

### 【監理業務】

ア 管理技術者は、次の要件を満たし、かつ、設計図書の設計内容を的確に判断する能力とともに、工事監理等についての高度な技術能力及び経験を有する者とする。なお、受注者が個人の場合にあつてはその者、会社その他の法人である場合にあつては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

(ア) 一級建築士（建築士法（昭和25年5月24日法律202号））の資格を有する者。

(イ) 建築の設計・工事監理にかかる5年の実務経験相当の能力を有すること。

(ウ) 管理技術者が担当主任技術者及び担当技術者を兼務することはできない。

イ 担当技術者については、次の要件を満たし、かつ、設計図書の設計内容を的確に判断する能力とともに、工事監理等についての技術能力及び経験を有する者とする。また、担当技術者の中から、電気設備、機械設備の各部門毎の責任者として、担当主任技術者を1名ずつ選定し配置する。

(ア) 各部門毎の担当技術者（電気設備、機械設備）を配置すること。

(イ) 電気設備、機械設備の担当技術者は、その部門に対応した大学の電気系、機械系の学科を卒業し、建築設備の設計・工事監理にかかる5年の実務経

験相当の能力を有すること。（高校卒業資格を有する者は、4年の実務経験をもちて大学卒業資格とすることができる。）

(ウ) 担当主任技術者及び担当技術者については、電気設備と機械設備部門に限り兼務して良いこととする。

- (5) 入札執行日時点において、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」といいます。）を受けていないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更正事件」といいます。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (8) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (9) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなします。

## 2 入開札の日時、場所、方法等

(1) 入開札の日時 平成23年7月6日（水）午前11時00分

(2) 入開札の場所 奈良市都祁吐山町2040番地 奈良県立野外活動センター（第1センター）研修室2

(3) 入札は入札者（代理人を含む）による直接投函により行います。

入札書の宛名は「奈良県知事 荒井正吾」とし、業務名、業務場所、入札日（7月6日）を記し、住所及び社名、代表者名を記名・押印し、代理人が入札書を提出される場合は、委任状で指定した代理人名の記名・押印を行ってください。

また、入札書封筒には、表に「入札書在中」と明記し、入札書宛名（「奈良県知事 荒井正吾」）と入札日を記し、業務名、業務番号、業務場所、社名及び代理人名を記入し、入札書を封入し、代表者または代理人の印で封印して投函してください。

なお、代理人が入札書を提出する場合は、委任状で代理人を選定し、所定の委任状を入札書投函の前に提出してください。

(4) 開札は全ての入札者の入札書投函が終了後、入札者立会いのもとに行います。

(5) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及

び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 3 落札者の決定方法

(1) 予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。

落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、「くじ」により入札参加資格の確認並びに施工体制確認調査を行う順位（契約優先順位）を決定します。ただし、「くじ」を辞退することはできません。

(2) 開札後、落札候補者に対し競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を行ったうえで落札者を決定し、後日、その結果を閲覧に供します。

また、最低価格で入札を行った場合であっても、施工体制確認調査の結果によっては、落札者とならない場合があります。この場合、落札候補者の次順位者に対し入札参加資格の確認並びに施工体制確認調査を行い、落札者が決定できるまで順次調査を実施します。

### 4 競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査の実施

開札後、落札候補者となった者に対し競争入札参加資格の確認を行うとともに、施工体制確認調査を実施します。参加資格が確認できない場合又は適正な業務の確保ができないおそれがあると認められる場合は失格となります。この場合、次順位者を落札候補者として競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を実施します。

開札後、落札候補者となった者は、下記により競争入札参加資格確認申請書等及び施工体制確認調査書類を提出してください。提出書類の審査を行うとともに、必要に応じ聞き取り調査を実施します。聞き取り調査に応じない場合は失格となります。また入札参加停止となる場合もありますので注意してください。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等

「競争入札参加資格確認申請書（別添様式S1）」

\* 一級建築士事務所の登録の通知書（又は登録証明書）の写しを添付してください。

(2) 施工体制確認調査提出書類

ア 施工体制確認調査報告書	様式1
イ 業務実施体制及び配置予定技術者名簿	様式2
ウ 積算内訳書	様式3
エ 手持ちの建築設計等業務の状況	様式4
オ 工程計画	様式5

\* 本表に示す書類を作成する際には、各様式に記載している【記載要領】を十分確認してください。また、記載内容を証明するための【添付資料】を必ず添付してください。

\* 提出期限後の書類の訂正、差替え等は一切できません。提出書類の記載漏れ、添付漏れ等がないことを十分確認のうえ提出してください。提出書類に不備（積算内容及び配置予定技術者に影響しない軽微な不備を除く。）がある場合は失格となりますので入念に点検してください。

\* 様式2の配置予定技術者名簿に記載する技術者のうち、管理技術者及び担当技術

者については、1の(4)に示す資格を有することが確認できるように記載してください。

\* 下記のとおり、要領第9に「審査会による業務の適正な実施が確保されないおそれがあると判定する基準」を示しています。調査に協力しない(書類を提出しない、聞き取り調査に応じないなど)など、基準に該当する場合、調査対象者は失格となります。

ア 施工体制確認調査に協力しない場合

イ 配置予定技術者の資格等が入札条件等に適合しない場合

ウ 積算内訳書が設計仕様に適合しない場合

エ 法令違反や契約上の基本事項違反等があると認められる場合

オ 上記のほか、業務の適正な施工の確保がなされないおそれがあると認められる場合

(3) 提出部数 各1部

(4) 提出期限 入札公告に示す期限までに提出してください。

\* 期限までに提出されない場合は失格となります。

\* 次順位者が落札候補者となった場合の提出期限は、別途指示します。

(5) 提出方法 持参に限ります。

(6) 提出書類の作成等

ア 作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。

イ 提出書類は、競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査以外に提出者に無断で使用しません。

ウ 提出書類は返却しません。

## 5 技術者の配置

落札者は4の(2)のイに定める資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置するものとします。

## 6 契約書作成の要否等

要します。落札者は、奈良県契約規則(昭和39年奈良県規則第14号)第17条第1項の規定に基づき落札決定の日から5日以内に契約を締結するものとします。

## 7 入札及び契約を担当する部課等の名称及び所在地等

〒630-8501

奈良県奈良市登大路町30番地

奈良県くらし創造部青少年・生涯学習課 生涯学習係

電話 0742-27-9832

